

磐田市自治会連合会弔慰見舞金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会員等に対する弔慰見舞金の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(弔慰見舞金の種類)

第2条 磐田市自治会連合会弔慰見舞金の種類は、死亡弔慰金、弔電及び傷病見舞金の3種とする。

(死亡弔慰金の範囲)

第3条 本会の会員、会員の配偶者又は会員の親が死亡したときは、次の区分によってその親族に死亡弔慰金を贈るものとする。

- (1) 会員 10,000 円
- (2) 配偶者 5,000 円
- (3) 会員の親 3,000 円

2 前項第3号の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 実の両親(同居、別居を問わない。)
- (2) 同居の配偶者の両親

(弔電の範囲)

第4条 本会の会員が死亡したときは、その親族に弔電を贈るものとする。

(傷病見舞金の範囲)

第5条 会員が傷害を受け引き続き2週間以上の入院を要するとき、又は疾病にかかり引き続き20日以上入院を要するときは、傷病見舞金5,000円を贈るものとする。

(報告)

第6条 地区長は、当該地区において第3条、第4条、又は第5条に該当する事由が生じたときは、速やかにその旨を会長へ報告するものとする。

(雑則)

第7条 その他必要な事項は、その都度会長が副会長及び会計と諮って決定する。

(規程の制定及び改廃)

第8条 この規程の制定及び改廃は、理事会で審議決定し、総会で報告する。

附 則

この規程は、平成17年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行し、同日以降の入院に係る傷病見舞金について適用する。